

健康増進法の改正等を踏まえた次期県がん対策推進計画（最終案）における対応について

健康増進法の一部を改正する法律案や国の第3期がん対策推進基本計画（受動喫煙に関する目標の記載追加）が閣議決定（H30.3.9）されたことを踏まえ、次期県がん対策推進計画（最終案）では、以下のとおり対応することとしたい。

【法案の改正趣旨】※詳細は参考資料2

望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権原を有する者が講ずべき措置等について定める。

【国の第3期がん対策推進基本計画における受動喫煙に関する目標の記載内容（追加記載）】

※詳細は参考資料3 P8

2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けて受動喫煙対策を徹底し、本基本計画の計画期間中において、望まない受動喫煙のない社会をできるだけ早期に実現することを目標とする。

【次期県がん対策推進計画（最終案）における対応】

第3回県がん対策推進協議会（H30.1.18開催）で提示した素案から、以下のとおり変更を行うこととしたい。

（旧）

取組みの基本方針（3）たばこ対策の充実、強化

- 企業・団体等と連携した、喫煙が与える健康への悪影響に関する意識向上のための普及啓発の推進や禁煙希望者に対する禁煙支援を行います。

（新 ※下線部分を追加）

取組みの基本方針（3）たばこ対策の充実、強化（最終案P33）

- 企業・団体等と連携した、喫煙が与える健康への悪影響に関する意識向上のための普及啓発の推進や禁煙希望者に対する禁煙支援を行います。また、国の受動喫煙対策を踏まえ、望まない受動喫煙のない社会の実現を目指します。